

## 第 50 条第 2 項の届出の郵送による提出について

宅建業法第 50 条第 2 項の届出（事務所以外の案内所等の届出）について、郵送による提出を希望する方に対して、郵送による届出の受付を開始します。  
なお、従来どおり、窓口での受付も可能です。

### 提出方法

郵送による提出を希望する方は、下記の①～④を必ず同封のうえ、簡易書留で郵送提出してください。

受付が終わりましたら、届出書の副本に受付印を押印し、同封された封筒により簡易書留で返送します。

- ① 宅建業法 50 条第 2 項の届出書（様式第 12 号） 正本 2 部・副本 1 部
- ② 業務所在地の地図
- ③ 返信用の封筒  
（基本料金＋簡易書留分の切手を貼り、送付先の住所を記入のこと）
- ④ 昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ

※大阪府知事免許業者で業務所在地が大阪府内の場合のみ、②の業務所在地の地図の添付を省略することができます。また、提出部数は、正本 1 部・副本 1 部となります。

※届け出は、業務を開始する日の 10 日前までに行わなければなりません。  
（郵送による提出の場合、必着のこと。）

◆ ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

大阪府住宅まちづくり部 建築振興課 宅建業免許申請受付窓口  
大阪府行政書士会

（〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎内）

TEL: 0 6 - 6 9 4 1 - 0 3 5 1 （内線：3 0 8 5 ・ 3 0 8 8）

0 6 - 6 2 1 0 - 9 7 3 3

FAX: 0 6 - 6 6 1 4 - 7 5 6 2